

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	重点施策	施策の方向
わがまちの 子育て支援 にかかわる	【目標1】 男女共同参画の意識づくり	1)正しい理解の促進	①意識啓発・広報の徹底 ②講演会や研修会の開催 ③行政文書・広報紙における表現の適正化
		2)人権尊重意識の促進	①地域への人権啓発 ②あらゆる機会を通じた人権学習の推進
		3)男女平等教育の推進	①男女平等の意識を幼児期から養う保育の推進 ②保育士、教職員に対する男女平等の推進 ③男女共同参画の視点に立った教育の推進
		4)男性、子どもにとっての男女共同参画	①男性の家事、介護能力の向上 ②男性の育児参加促進 ③子どもの権利に対する正しい理解の推進と保護 ④地域における子どもの居場所づくり
	【目標2】 働きやすい環境づくり	1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	①仕事と家庭・地域生活との両立の支援 ②男女の均等な雇用機会、待遇の確保と推進 ③農家への啓発
		2)子育て・介護への支援	①ニーズに合わせた子育て支援 ②子育て支援センターの充実 ③保育サービスや放課後児童対策の充実 ④妊婦及び子育て中の男女に対する学習機会の提供 ⑤介護サービス等に関する情報の提供 ⑥家族介護のための情報提供・交流事業
		3)健康づくり支援	①母子保健の充実 ②食育の推進 ③生涯を通じた心身の健康づくり、健康保持の支援
		4)各家庭の状況に応じた自立支援	①ひとり親家庭の自立支援 ②高齢者の暮らしを支える取り組みの推進 ③障がい者(児)の自立を支援する取り組みの推進 ④外国人に対する支援
	【目標3】 男女ともに活躍できるまちづくり	1)政策・方針決定への男女共同参画の推進	①女性の役職登用率の向上 ②審議会、委員会等への女性の参画の拡大
		2)地域活動への男女共同参画の推進	①地域団体役員への女性の参画促進 ②地域活動への参加促進 ③防災分野への女性の参画拡大 ④各種団体活動の推進
		3)女性のチャレンジ支援	①性別にとらわれない職務分担の促進 ②人材の発掘と育成 ③再就職支援・女性の起業に対する支援・職業能力育成支援
	【目標4】 暴力を容認しない社会づくり	1)女性に対する暴力の根絶	①暴力を容認しない社会の形成 ②被害者からの相談体制の整備 ③被害者の保護 ④被害者の自立支援 ⑤被害者の子育て支援 ⑥若年層の暴力の防止と根絶するための取り組みの推進 ⑦あらゆるハラスメントの根絶に向けた啓発の推進
		2)子ども、高齢者、障がい者に対する暴力の根絶	①要保護児童対策の連携体制の整備 ②高齢者虐待防止対策の連携体制の整備 ③障がい者虐待防止対策の連携体制の整備

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	重点施策	施策の方向
わがまちの 子育て支援 にかかわる	【目標1】 男女共同参画の意識づくり	1)正しい理解の促進	①意識啓発・広報の徹底 ②講演会や研修会の開催 ③行政文書・広報紙における表現の適正化
		2)人権尊重意識の促進	①地域への人権啓発 ②あらゆる機会を通じた人権学習の推進
		3)男女平等教育の推進	①男女平等の意識を幼児期から養う保育の推進 ②保育士、教職員に対する男女平等の推進 ③男女共同参画の視点に立った教育の推進
		4)男性、子どもにとっての男女共同参画	①男性の家事、介護能力の向上 ②男性の育児参加促進 ③子どもの権利に対する正しい理解の推進と保護 ④地域における子どもの居場所づくり
	【目標2】 働きやすい環境づくり	1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	①仕事と家庭・地域生活との両立の支援 ②男女の均等な雇用機会の確保と推進 ③農家への啓発
		2)子育て・介護への支援	①ニーズに合わせた子育て支援 ②子育て支援センターの充実 ③保育サービスや放課後児童対策の充実 ④妊婦及び子育て中の男女に対する学習機会の提供 ⑤介護サービス等に関する情報の提供 ⑥家族介護のための情報提供・交流事業
		3)健康づくり支援	①母子保健の充実 ②食育の推進 ③生涯を通じた心身の健康づくり、健康保持の支援
		4)各家庭の状況に応じた自立支援	①ひとり親家庭の自立支援 ②高齢者の暮らしを支える取り組みの推進 ③障がい者(児)の自立を支援する取り組みの推進 ④外国人に対する支援
	【目標3】 男女ともに活躍できるまちづくり	1)政策・方針決定への男女共同参画の推進	①女性の役職登用率の向上 ②審議会、委員会等への女性の参画の拡大
		2)地域活動への男女共同参画の推進	①地域団体役員への女性の参画促進 ②防災活動、コミュニティ活動への参加促進 ③各種団体活動の推進
		3)女性のチャレンジ支援	①性別にとらわれない職務分担の促進 ②人材の発掘と育成 ③再就職支援
	【目標4】 暴力を容認しない社会づくり	1)女性に対する暴力の根絶	①暴力を容認しない社会の形成 ②被害者からの相談体制の整備 ③被害者の保護 ④被害者の自立支援 ⑤被害者の子育て支援 ⑥若年層の暴力の防止と根絶するための取り組みの推進 ⑦セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発の推進
		2)子ども、高齢者に対する暴力の根絶	①要保護児童対策の連携体制の整備 ②高齢者虐待防止対策の連携体制の整備